

改正	平成6年9月22日条例第14号	平成9年9月29日条例第12号
	平成10年6月19日条例第13号	平成12年12月21日条例第33号
	平成13年10月9日条例第24号	平成15年9月29日条例第16号
	平成20年3月21日条例第8号	平成20年6月19日条例第20号
	平成21年6月17日条例第23号	平成22年10月18日条例第22号
	平成24年3月22日条例第11号	平成26年9月30日条例第19号
	平成27年6月29日条例第25号	

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年坂戸市規則第37号。以下「規則」という。）で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父が監護し、かつ、その児童と生計を同じくする家庭又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 母が監護しない又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当するものを除く。）
- (3) 父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当するものを除く。）

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は規則に定める社会保険各法をいう。

6 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けられることができる者（以下「対象者」という。）は、坂戸市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

- 2 対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となるときは、次に掲げる者は、対象者としな^い。
 - (1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となるとき、又は父及び養育者のいずれもが対象者となるときの父
 - (2) 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者となるときの養育者
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としな^い。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
 - (3) 規則で定める施設に入所している者
 - (4) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
 - (5) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者
(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としな^い。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給)

第6条 市は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金等に相当する額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、税の未申告等受給者の責めによる過分の自己負担があるときは、当該過分の自己負担額については、ひとり親家庭等医療費の支給の対象としな^い。

(支給の方法)

第7条 市長は、受給者からの申請に基づきひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長が指定する医療機関等（以下この項及び第4項において「指定医療機関等」という。）で医療を受けたときは、受給者に代わって一部負担金等を当該指定医療機関等に支払うことができる。ただし、当該受給者の同一月分の一部負担金等の額が、一の指定医療機関等につき規則で定める額以上である場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定による支払があったときは、当該受給者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

4 市長は、第2項本文の規定により指定医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を埼玉県社会保険診療報酬支払基金、埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに

市長に届け出なければならない。

- ひとり親等は、その家庭に属する受給者の現況について、規則の定めるところにより市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療給付が第三者の行為に因るものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(支給費の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者がいるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第14号)

- この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- この条例の施行前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年条例第12号)

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の規定は平成9年9月1日以後の診療に係る一部負担金の額について適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額については、なお従前の例による。
- 平成9年9月1日から平成11年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第6条の規定の適用については、同条第2号中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、平成9年9月1日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円」とする。

附 則 (平成10年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則 (平成12年条例第33号) 抄

(施行期日)

- この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年条例第24号)

- この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 改正後の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療に要した医療費について適用し、施行日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年条例第16号)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成15年4月1日から適用する。
- 改正後の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成15年4月1日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第8号) 抄

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条中坂戸市ひとり親家庭等の医療費

の支給に関する条例第2条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の坂戸市重度心身障害者医療費支給に関する条例及び坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第19号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第25号）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の坂戸市重度心身障害者医療費支給に関する条例、坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例及び坂戸市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に要した医療費について適用し、同日前の医療に要した医療費については、なお従前の例による。

坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年10月1日
規則第37号

改正	平成5年9月2日規則第19号	平成6年8月24日規則第18号
	平成6年9月30日規則第21号	平成7年8月29日規則第18号
	平成8年8月21日規則第19号	平成9年10月1日規則第19号
	平成10年6月19日規則第27号	平成10年8月19日規則第35号
	平成11年3月29日規則第13号	平成11年11月22日規則第32号
	平成12年12月26日規則第59号	平成13年11月19日規則第32号
	平成14年7月1日規則第31号	平成15年9月29日規則第35号
	平成17年3月23日規則第17号	平成18年3月27日規則第19号
	平成18年5月16日規則第37号	平成18年9月29日規則第54号
	平成19年3月27日規則第11号	平成19年9月27日規則第44号
	平成20年3月26日規則第10号	平成20年3月26日規則第12号
	平成20年6月19日規則第21号	平成21年5月20日規則第38号
	平成24年3月27日規則第10号	平成24年5月16日規則第21号
	平成24年10月25日規則第28号	平成25年9月26日規則第32号
	平成26年9月30日規則第26号	平成26年9月30日規則第27号
	平成27年1月27日規則第3号	平成27年8月24日規則第38号
	平成28年3月31日規則第15号	平成29年9月29日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年坂戸市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童の障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(父又は母の障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(社会保険各法)

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（施設）

第7条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

（医療費支給事業）

第8条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、坂戸市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年坂戸町条例第18号）に基づく医療費支給事業とする。

（所得の額）

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等（同号に規定するひとり親等をいう。以下同じ。）にあつては別表第3、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

（所得の範囲）

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、条例第5条の規定による申請の日の前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得又は条例第8条第2項の規定により届出する場合は対象となる年の前々年の所得。以下同じ。）のうち、次に掲げる所得とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）
- (2) ひとり親等が母の場合にあつてはその監護する児童の父から、父の場合にあつてはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。）

2 ひとり親等が母の場合にあつてはその監護する児童が父から、父の場合にあつてはその監護し、生計を同じくする児童が母から受ける養育費所得は、当該ひとり親等の所得とみなす。

（所得の額の計算方法）

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子

等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額
（特例）

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までのひとり親家庭等医療費の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定するひとり親家庭等医療費で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を市長に返還しなければならない。

- (1) 当該被災者（次号の規定の適用がある養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等（条例第4条第1項第1号に規定する扶養親族等をいう。以下同じ。）及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3に定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費
- (2) 当該被災者（第9条第1項各号に掲げる児童の養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4に定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費
- (3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5に定める額以上であるとき 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給されたひとり親家庭等医療費
（受給者証の交付申請）

第13条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書兼受給者台帳（様式第1号）に条例第3条第1項の対象者に係る次に掲げる書類（条例第4条第1項第2号に規定する配偶者及び扶養義務者がいる場合にあっては、当該書類のほかその者に係る第4号及び第5号に掲げる書類）を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書（様式第2号）

- (3) 戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合にあっては、戸籍の謄本又は抄本並びに児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本）
 - (4) 世帯全員の住民票の写し
 - (5) 前年（1月から6月までに申請するものにあつては、前々年）の所得の状況を証する書類
 - (6) 養育費等に関する申告書（様式第2号の2）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。
 - 3 市長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき（条例第4条第1項の規定に該当するときを除く。）は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書兼受給者台帳に記載して、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。
 - 4 市長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
 - 5 市長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第4条第1項の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（様式第4号の2。以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。
（受給者証の有効期間等）
- 第14条 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日のうち早いほうの日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日を申請日とみなす。
 - (1) 対象者等に異動があつた後15日以内に条例第5条の申請をしたときは、異動があつた日
 - (2) 対象者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内に条例第5条の申請をしたときは、転入日
 - (3) 対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなつた日
 - 3 受給者証の更新日は、毎年1月1日とする。
（受給者証の返還）
- 第15条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。
（受給者証の再交付）
- 第16条 受給者は、受給者証を破り、汚し又は失つたときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）により市長に受給者証の再交付を申請することができる。
- 2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。
 - 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失つた受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。
（支給申請書）
- 第17条 条例第7条第1項の申請は、ひとり親家庭等医療費支給申請書（様式第6号）を市長に提出して行うものとする。
（条例第7条第2項の規則で定める額）
- 第17条の2 条例第7条第2項の規則で定める額は、21,000円とする。
（支給決定の通知）
- 第18条 市長は、第17条の申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給台帳（様式第7号）に記載し、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(届出)

第19条 条例第8条第1項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届(様式第9号)に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者現況届(年度)(様式第10号)に、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得(未届出がある場合は、未届出年全ての所得を含む。)の状況を証する書類を添えて、毎年8月1日から9月10日までに、行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

(受給者証の更新、支給停止の通知等)

第20条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合(同条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。)において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは受給者証を交付し、同項の規定により対象者としないと決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。

2 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書(様式第11号)により、当該受給者であったものに通知するものとする。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

第21条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第3の規定は、平成5年8月1日から適用する。

附 則(平成6年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年8月1日から適用する。

附 則(平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年8月1日から適用する。

附 則(平成8年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年8月1日から適用する。

附 則(平成9年規則第19号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成9年8月1日から適用する。

2 この規則による改正後の様式第6号の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成10年規則第27号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。ただし、改正後の第7条の規定は、同年4月1日から適用する。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成10年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成10年8月1日から適用する。

附 則(平成11年規則第13号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成11年7月1日から適用する。

附 則(平成12年規則第59号)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の様式第6号の規定は、平成13年1月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。
附 則（平成13年規則第32号）
この規則は、平成14年1月1日から施行する。
附 則（平成14年規則第31号）
この規則は、平成14年7月1日から施行する。
附 則（平成15年規則第35号）
（施行期日等）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（様式第6号の改正規定を除く。）による改正後の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成15年3月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の様式第6号の規定は、平成15年4月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。
附 則（平成17年規則第17号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成18年規則第19号）
- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第3号の規定によるひとり親家庭等医療費受給者証は、改正後の様式第3号の規定によるひとり親家庭等医療費受給者証とみなす。
附 則（平成18年規則第37号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成18年規則第54号）
この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第8条第3号を削る改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成19年規則第11号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条中坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第11条及び様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則（平成19年規則第44号）
この規則は、平成19年10月1日から施行する。
附 則（平成20年規則第10号）抄
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則（平成20年規則第12号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則（平成20年規則第21号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成21年規則第38号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成24年規則第10号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則（平成24年規則第21号）
この規則は、平成24年7月9日から施行する。
附 則（平成24年規則第28号）
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正後の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第2号に規定する児童を監護し、養育している者が、平成24年12月28日までに坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項の規定による申請をしたときは、同条第3項の受給者証の有効期間の始期は、平成24年8月1日からとする。

3 改正後の規則別表第3の規定は、平成24年7月1日から適用する。

4 改正後の規則別表第3の規定は、平成23年以後の所得の制限について適用し、平成22年以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成25年規則第32号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年規則第26号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成26年規則第27号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成27年規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第3号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されている改正前の様式第3号の規定によるひとり親家庭等医療費受給者証は、改正後の様式第3号の規定によるひとり親家庭等医療費受給者証とみなす。

附 則（平成27年規則第38号）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

2 改正前の坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

(1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの

(2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

(3) 平衡機能に著しい障害を有するもの

(4) そしゃくの機能を欠くもの

(5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

(6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

(7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

(8) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの

(9) 1上肢のすべての指を欠くもの

(10) 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

(11) 両上肢のすべての指を欠くもの

(12) 1下肢の機能に著しい障害を有するもの

(13) 1下肢を足関節以上で欠くもの

(14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

(16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視

力によって測定する。

別表第2（第4条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働をすることを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3（第9条、第12条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 （所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額）

別表第4（第9条、第12条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 （所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第5（第9条、第12条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

様式第1号
(第13条関係)

様式第2号
(第13条関係)

様式第2号(第13条関係)

様式第2号(第13条関係)

様式第2号(第13条関係)

様式第2号(第13条関係)

様式第2号(第13条関係)

様式第2号(第13条関係)

様式第2号(第13条関係)

様式第2号(第13条関係)

様式第2号の2

(第13条関係)

様式第3号

(第13条関係)

様式第4号

(第13条関係)

様式第4号の2

(第13条関係)

様式第5号

(第16条関係)

様式第6号

(第17条関係)

様式第7号

(第18条関係)

様式第8号

(第18条関係)

様式第9号

(第19条関係)

様式第10号

(第19条関係)

様式第11号

(第20条関係)

(表)

① ひとり親家庭等医療費受給者証
交付申請書兼受給者台帳

		受給者番号※				⑥ 保 険 者 名		付 加 給 付		有・無	
		個人番号				加保 世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名		申請者との続柄			
① 申請者		ふりがな 氏	⑩ 男女	生年月日	年 月 日		記 号 番 号		資格取得年月日		
		住 所		〒		電話 ()		保 険 者 所 在 地		〒	
		職 業		勤務先				年分所得		⑦ 申請者	⑧ 配偶者
		勤務先所在地		〒		電話 ()		氏 名		a	b
		生活保護等の 受給状況		受給(年月日 から)・非受給	児童扶養手当 の受給状況	受給(年月日 から)・非受給	⑩ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計 数(うち老人扶養親族の数及び特定扶 養親族等の数)		(老 人 (特 16~18歳 人)	(老 人 (老 人)	(老 人 (老 人)
② ひとり親家庭等と なった事由		ア 離婚 イ (父、母) 死亡 ウ (父、母) 障害 エ (父、母) 生死不明 オ (父、母) 遺棄 カ 保護命令 キ (父、母) 拘禁 ク 未婚の女子の子 ケ 父母死亡 コ その他 ()						⑪ 上記以外で前年12月31日において申 請者によって生計を維持している児童			
		ふりがな 氏名 (個人番号)		生年月日	続柄	性別	同居・別 居の別	監護又は養 育を始めた 年月日	対象・非対 象の別※	備考	⑫ 所得の状況を証する書類の添付がない場合は、受給者証の交付決定に当たり必要となる申請者及び世帯員の所得状況につ いて、担当課の職員が調査・確認することに同意します。
					申請者 本人	男女			対 象 非対象		氏名 ⑬
						男女	同居 別居		対 象 非対象		年分所得
						男女	同居 別居		対 象 非対象		⑬ 所 得 額
						男女	同居 別居		対 象 非対象		⑭ 障害者である控除対象 配偶者数及び親族の数
						男女	同居 別居		対 象 非対象		障 (人) 円 (人) 円 (人) 円 (人) 円
						男女	同居 別居		対 象 非対象		障 (人) 円 (人) 円 (人) 円 (人) 円
						男女	同居 別居		対 象 非対象		⑮ 障害者・特別障害者・寡婦(寡 夫)・勤労学生の別
						男女	同居 別居		対 象 非対象		障・特障・寡・勤 円 障・特障・寡・勤 円 障・特障・寡・勤 円 障・特障・寡・勤 円
						男女	同居 別居		対 象 非対象		⑯ その他の 控除
						男女	同居 別居		対 象 非対象		円 円 円 円
						男女	同居 別居		対 象 非対象		⑰ 社会保険料等相当額
						男女	同居 別居		対 象 非対象		円 円 円 円
						男女	同居 別居		対 象 非対象		⑱ 控 除 額 計
						男女	同居 別居		対 象 非対象		円 円 円 円
						男女	同居 別居		対 象 非対象		⑲ 控 除 後 の 所 得
						男女	同居 別居		対 象 非対象		円 円 円 円
						男女	同居 別居		対 象 非対象		⑳ 所 得 限 度 額※
						男女	同居 別居		対 象 非対象		円 円 円 円
						男女	同居 別居		対 象 非対象		健康保険証 [提示] 認定調書 [添付 児童扶養手当証書] 戸籍謄本 (抄本) [添付 児童扶養手当証書 その他 ()] 世帯全員の住民票の写し [添付 児童扶養手当証書 公簿確認] 所得証明書 [添付 児童扶養手当証書 公簿確認] 養育費申告書 [添付 児童扶養手当証書]
						男女	同居 別居		対 象 非対象		⑤ 振込先 金融機関
						男女	同居 別居		対 象 非対象		銀 行 信用金庫 農 協 支店
						男女	同居 別居		対 象 非対象		1 普通 2 当座
						男女	同居 別居		対 象 非対象		口座番号 名義人

(注) 1 ※の欄は、記入しないでください。 2 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 3 記名押印に代えて、署名することができます。
※ 児童扶養手当認定請求中→ 年 月 日児童扶養手当認定(玉児扶)

(裏)

[記入上の注意]

- 1 ①の欄
 - (1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおりに記入してください。住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書で記入してください。
 - (2) 「生活保護等、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。なお、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方は、「生活保護等の受給状況」欄に記載してください。
- 2 ②の欄
ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。
- 3 ③の欄
申請者、児童及び申請者と生計を同じくする人全員について記入してください。
- 4 ④の欄
児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。
- 5 ⑤の欄
支給される医療費の振込先金融機関を記入してください。
- 6 ⑥の欄
加入医療保険の状況を記入してください。
- 7 ⑧の欄
事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。
- 8 ⑨の欄
あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 9 ⑩の欄
地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その数を()内に再掲してください。
- 10 ⑪の欄
当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳に達した日の属する年度の末日までの児童(障害者の場合は20歳未満の者)をいいます。
- 11 ⑫の欄
申請者及び15歳以上の世帯員全員の同意をお願いします。
- 12 この申請書に下記の書類を添えてください。
 - (1) あなたと児童の健康保険証
 - (2) ひとり親家庭等認定調書
 - (3) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、そのほかに児童の父母の戸籍又は除籍の謄本又は抄本)
 - (4) 世帯全員の住民票の写し
 - (5) 所得の状況を証する書類(本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書)
 - (6) 養育費等に関する申告書
 - (7) ②の欄のひとり親家庭等となった事由について、その事実を明らかにする書類
 - (8) ④に記入の場合は、障害の程度を確認できる書類
 - (9) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(3)から(8)までの書類は必要ありません。)

※この申請書を現況届とする場合は、上記(2)及び(4)から(6)までの書類を添えてください。
- 13 税の申告を行っていない場合は、この事業の支給を受けられません(被扶養者となっていた場合は除きます。)
- 14 申請について、不明な点は担当の職員にお尋ねください。

㊦ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他の参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解 消 理 由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所

氏 名

㊦ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死亡した児童 の父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所
氏 名

㊦ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある 児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
そ の 他 参 考 事 項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況 (常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況 (手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院暦 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所

氏 名

㊦ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所
氏 名

㊦ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1 実父(母) 2 義父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有(頻度)
仕送り	1 無 2 有 (1) 定期的に有り(月 円) (2) 時々有り(1回 円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有(年 月 警察署届出)
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親 3 その他()
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母のサラ金業者からの借金	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有(抹消予定 年 月 日)
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所
氏 名

㊦ひとり親家庭等認定調書
 (申請書②の欄「カ 保護命令」に該当する場合)

保護命令の申立てをした 父又は母の氏名	
保護命令を受けた者 (相手)と児童の関係	1 父(母) 2 父(母)の配偶者
保護命令申立ての内容	1 退去命令 2 接近禁止命令 3 子への接近禁止命令 4 親族等への接近禁止命令 5 電話等禁止命令
保護命令決定日	年 月 日
保護命令確定日	年 月 日
保護命令の有効期限	年 月 日
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
添付書類	1 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 2 児童扶養手当請求用確定証明書

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所
氏 名

㊦ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「キ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の 父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所

氏 名

㊦ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ク 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子どもの安否を気遣う 電 話、手 紙 等	1 有 (1) 時々有り (月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子どもの安否を気遣う 訪 問	1 有 (1) 時々有り (月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り (月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生 計 の 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所

氏 名

㊦ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ケ 父母死亡」及び
「コ その他」に該当する場合)

児童の父の状況	1 死亡 (年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡 (年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所

氏 名

養育費等に関する申告書

受付 年 月 日

- 養育費の取決め状況
- 1 取決めの有無及び方法
文書（公正証書・調停調書・（ ））・口頭・取り決めていない
 - 2 取り決めた額及び受取方法
 - (1) 取決め額：月額・年額（ 円）
 - (2) 児童が複数の場合の一人当たりの額：月額・年額（ 円）
 - (3) 受取方法：口座振替（父・母・児童）・現金渡し（郵送を含む。）
- 前年（1月から12月までの1年間）に受け取った養育費について、記入してください。

支払人の氏名	受取人	養育費の額	受取状況
	父・母・児童	円	
	父・母・児童	円	
	父・母・児童	円	
合 計	父・母	円	
	児童	円	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

㊞

- 今年（1月から現在まで）受け取った養育費について（参考）

支払人の氏名	受取人	養育費の額	受取状況
	父・母・児童	円	
	父・母・児童	円	
	父・母・児童	円	
合 計	父・母	円	
	児童	円	

注1 養育費は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条の規定により、児童扶養手当制度による所得となりますので正確に記入してください。

2 受取状況については、例として「月々3万円、12か月分」、「年3回 1万円、3万円、5万円」、「年1回」などと記入してください。

(表)

㊤ ひとり親家庭等医療費受給者証				
公 費 負 担 番 号				
受 給 者 番 号				
申 請 者	氏 名			
受 給 者	氏 名		性 別	
	住 所			
	生 年 月 日	年	月	日
有 効 期 間		年	月	日から
		年	月	日まで
年 月 日交付				
埼玉県 坂戸市長				印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、坂戸市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例により、保険給付の一部負担金等について支給を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 この制度を利用し、診療を受けるときは、この証と被保険者証と一緒に医療機関等の窓口で提示してください。ただし、保育所、幼稚園、学校等の管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できませんので、一部負担金等の全額が他の制度の支給対象となる場合は、受診の際、この証を医療機関等に提示しないでください。
- 3 市長が指定する坂戸市・鶴ヶ島市内の医療機関等で受診するときは、保険給付の一部負担金等を支払う必要はありません。
上記以外の医療機関等で受診するとき、又は上記の医療機関等で受診する場合で一の医療機関等において1か月に支払う一部負担金等の額が21,000円以上のときは、保険給付の一部負担金等を全額支払った上で、ひとり親家庭等医療費支給申請書を市役所に提出してください。申請書には、所定項目について医療機関等の証明を受けるか、所定項目の内容が分かる領収書を添付してください。
- 4 次の場合は、必ず市長に届出をしてください。
 - (1) 転出や死亡などで資格が喪失したとき。
 - (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座などに変更があったとき。
 - (3) 生活保護又はこれに準ずる制度の適用を受けることになったとき。
 - (4) その他資格登録内容に変更が生じたとき。
- 5 この証は、受給資格を喪失したときは、速やかに、市に返してください。
- 6 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関の適正受診に御理解と御協力をお願いします。
- 7 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、支給を受けた額の全額又は一部を返還しなければならないことがあります。

ひとり親家庭等医療費受給者証
交付申請却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

坂戸市長 印

年 月 日付で申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請
については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏 名

理 由

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、坂戸市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ひとり親家庭等医療費支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

坂戸市長 印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費の支給停止を決定しましたので、通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年 月 日から 年 月 日

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、坂戸市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ひとり親家庭等医療費受給者証
再 交 付 申 請 書

年 月 日

坂戸市長 あて

住 所
氏 名

下記のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受 給 者 番 号	
受給者証交付年月日	年 月 日
再 交 付 申 請 理 由	1 紛失した 2 破いた 3 汚した 4 その他 (理由を具体的に書いてください。)

(注) 破いた場合又は汚した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

県外区分	診療区分	公費区分	確認区分	結核区分	入院日数

申請者記入欄	㊦ ひとり親家庭等医療費支給申請書 年 月 日 坂戸市長 あて 申請者 住 所 坂戸市 氏 名 電話番号 下記のとおり医療費を申請します。					
	受給者	受給者番号	加入医療保険	世帯主・被保険者 組合員・加入者の 氏名	
		氏名			市町村民税の状況	課税・非課税
		生年月日	年 月 日		名 称	<input type="checkbox"/> 坂戸市国民健康保険 <input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 () 支部 <input type="checkbox"/> () 健康保険組合 <input type="checkbox"/> その他 ()

- 注1 上部申請書欄は、申請者が記入して診療を受けた翌月以降に下部領収書欄に医療機関等で記入を受けてください。
- 2 申請する場合は、健康保険証を持参してください。
- 3 保育所、幼稚園、学校等の管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から一部負担金等の全額が支給される場合には、ひとり親家庭等医療費の支給対象となりません。

医療機関等記入欄	領 収 書		入院	入院日数	日			
			外来	外来日数	日			
	¥ _____ ただし、年 月分保険診療一部負担金（他法本人負担金 円含む。） ー入院時食事療養標準負担額は、含まない。ー							
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>保険診療総点数</td> <td>点</td> <td>他法負担分点数</td> <td>点</td> </tr> </table>		保険診療総点数	点	他法負担分点数	点		
保険診療総点数	点	他法負担分点数	点					

¥ _____（算定数 日）ただし、入院時食事療養標準負担額
年 月 日
様 医療機関等所在地
(住所)
名 称
氏 名 ㊦

注 他法負担分点数欄は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

円× 日	円× 日	円× 日
------	------	------

		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								

(注) 父子家庭、母子家庭、養育者家庭別に、月別に記入のこと。

㊦ ひとり親家庭等医療費受給者変更（消滅）届

受給者番号					
変更の場 合	新氏名 (旧氏名)	() () のため変更)			
	新住所 (旧住所)	〒 電話 ()			
	(新)勤内 務容	職業			
		勤務先			
		勤務先所在地			
	(新)加 療 入 保 険	保険の種類			
		世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名		申請者との続柄	
		記号番号		保険者	符号 名称
		保険者所在地	〒 電話		
		保険給付の有無			
その他の事項					
変更年月日	年 月 日				
消滅の場 合	消滅理由	1 他市(町村)に転出 転出先 () 電話 ()			
		2 生活保護等受給			
		3 死亡			
		4 ひとり親家庭等でなくなった 具体的理由 ()			
		5 その他 ()			
消滅年月日		年 月 日			
<p>上記のとおり、ひとり親家庭等医療費支給事業の申請事項が変更したため受給資格が消滅したため届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>坂戸市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p>					

ひとり親家庭等医療費受給者現況届 (年度)

受給者番号					本年1月1日現住所		市内・市外	
氏名				性別	生年月日			
現住所				〔電話〕		— —		
勤務先				〔電話〕		— —		
受給状況	生活保護等	受給・非受給	児童扶養手当	受給・非受給	養育費	円		
対象家族の状況	氏名		続柄	性別	受給者番号	生年月日	同居・別居の有無	備考
			本人				同・別	
							同・別	
							同・別	
							同・別	
障害が ある 場合	氏名		種別		等級・度数			
			身障・療育手帳・診断書		身障手帳・療育手帳・()級・()度			
			身障・療育手帳・診断書		身障手帳・療育手帳・()級・()度			
扶養義務者	氏名	続柄	生年月日		就労状況等			
					就労中・非就労・年金受給中			
					就労中・非就労・年金受給中			
					就労中・非就労・年金受給中			
加入保険	保険の種類				記号	番号		
					保険者番号(左づめ)			
	被保険者氏名				保険者名			
	申請者との続柄	本人・その他 ()			保険者所在地			
<p>坂戸市長 あて</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記のとおり、現況の届出をします。</p> <p>なお、本制度の受給資格審査に際しては、所得状況、生活保護等の受給の有無等について、公簿等により確認することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>								
〔備考欄〕								

市 処 理 欄	課税証明書	住所要件	児扶受給状況	申告	判定
					継続・消滅

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

第 号
年 月 日

様

坂戸市長 印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので、通知します。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅した年月日 年 月 日
- 3 消滅した理由

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、坂戸市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。